

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県高崎市上佐野町282番地の1

氏名 赤尾商事 株式会社
代表取締役 赤尾 佳子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清 司



許可の年月日 平成26年7月28日

許可の有効年月日 平成31年6月9日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く： 汚泥
 廃油
 廃酸
 廃アルカリ
 廃プラスチック類
 紙くず
 木くず
 繊維くず
 動植物性残さ
 以上9種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当なし

3. 許可の条件
 特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成16年6月10日	指令北環第2-231号	新規許可
平成21年6月4日	—	変更届（代表者）
平成21年8月10日	指令北環第2-56号	更新許可
平成26年7月28日	指令産廃第9-222号	更新許可
	以下余白	

5. 積替え許可の有無 有・無
 （積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

指令産廃第 9-222 号

群馬県高崎市上佐野町282番地の1

赤尾商事 株式会社

平成26年5月28日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により許可します。

なお、許可の有効期限は平成31年6月9日です。

平成26年7月28日

埼玉県知事 上田清司

